

第 147 回江東区都市計画審議会議事録

(開催日：令和 3 年 3 月 2 6 日 (金))

作成担当：都市整備部 都市計画課

開催日時	令和3年3月26日（金）午後1時58分（午後2時31分）
開催場所	江東区防災センター4階 災害対策本部室
議題	<p>（諮問事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について（新木場四丁目産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設） 2. 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について（新砂三丁目産業廃棄物処理施設）
会議進行の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 傍聴者の報告 3 委員・幹事紹介 4 諮問事項（説明・審議・採決） 5 その他 6 閉 会
出席者 （敬称略・順不同）	<p>【委員】 苦瀬 博仁、篠崎 道彦、島田 正文、花野 信子、宮崎 祐助、榎本 雄一、にしがき 誠、重松 佳幸、やしきだ 綾香、板津道也、佐竹 としこ、矢次 浩二、赤羽目 民雄、（下田 亨）、（高崎 剛彦）、高橋 宏彰、（杉田 次助）、（渡辺 哲三）、竹口友章、白石 秀樹、（三輪 さおり）、浅見 純一郎、吉田 正子</p> <p>【幹事】 押田副区長、都市整備部長、環境清掃部長、都市計画課長、まちづくり推進課長、住宅課長、建築課長、建築調整課長、地域整備課長、環境保全課長、清掃リサイクル課長、管理課長</p> <p style="text-align: right;">（ ）は欠席</p>
傍聴人	0名
配布資料	<p>資料1 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について（新木場四丁目産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設）</p> <p>参考1 広陽サービス株式会社 新木場リサイクルセンター（位置図、計画図、施設配置図、外観図）</p> <p>資料2 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について（新砂三丁目産業廃棄物処理施設）</p> <p>参考2 株式会社共同土木 東京中間処理工場（位置図、計画図、施設配置図、外観図）</p>
審議経過	<p>諮問事項1は全員賛成により、妥当とされた。</p> <p>諮問事項2は全員賛成により、妥当とされた。</p>

午後1時58分 開会

◎開会の宣告

○会長 定刻より少し前で、一、二分前かもしれませんが、皆さんおそろいになりましたので始めさせていただいてよろしいでしょうか。

これより第147回江東区都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

○会長 それでは、まず、本日の欠席者及び定足数の確認について、事務局よりご報告をお願いいたします。

◎欠席者及び定足数確認の報告

○事務局（都市計画課長） 本日、下田亨委員、高崎剛彦委員、杉田次助委員、渡辺哲三委員、三輪さおり委員の5名から欠席の届出がありました。これにより、本日は定員の2分の1以上の出席が認められることから、本審議会は定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

◎傍聴者の報告

○会長 次に、本日の傍聴者について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 本日の傍聴者についてでございますが、本日、傍聴の申込みの方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

◎諮問

○会長 では、次に本日の諮問についてでございます。

本審議会に対し江東区長より諮問がなされておりますので、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 読み上げさせていただきます。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定により、下記の件について諮問する。

令和3年3月26日 江東区長 山崎孝明。

記。

1. 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について（新木場四丁目産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設）※東京都決定案件。

2. 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について（新砂三丁目産業廃棄物処理施設）※東京都決定案件。

○会長 どうもありがとうございました。

◎諮問事項1「建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について（新木場四丁目産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設）」

○会長 それでは、これより諮問事項の審議に入りたいと思います。

諮問事項1「建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について（新木場四丁目産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設）」を審議いたします。

事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 恐れ入ります。資料1をご覧ください。建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可についてです。

1の経緯についてです。

建築基準法第51条において、廃棄物処理施設を建築する場合は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものか、またはただし書きの規定により知事が都市計画審議会で議を経て許可したものでなければならぬとされてございます。

本件につきましては、この後段のほうのただし書きの規定により都知事が許可するに当たり、本区に対しまして意見照会がなされたため、本審議会に付議するものでございます。

2の申請者でございます。

申請者は広陽サービス株式会社です。

3の施設の概要についてです。

広陽サービスは主に都内の事業所で発生した産業廃棄物の受入れ、破碎、圧縮などの中間処理を現在も行ってございます。計画地における新木場リサイクルセンターでは、平成31年より産業廃棄物を建築基準法の許可を要しない廃プラスチック6トン以下、木くず、がれき、5トン以下の破碎処理を行ってございます。

今般、当社につきましては、産業廃棄物は社会的リサイクル処理の需要が見込まれること、一般廃棄物につきましては行政からの受入れを視野に入れ、稼働時間を延長することにより産業廃棄物は1日当たりの処理量の増量、一般廃棄物については新たに処理を計画しているところでございます。

恐れ入ります。参考1の1ページをご覧ください。A4の横書きになってございます。

こちら案内図になってございます、位置図でございます。計画地は新木場4丁目5番21号、東京メトロ車両基地に隣接した位置となります。

恐れ入ります。2ページをご覧ください。

計画図になります。西側には幹線道路、幅員12メートル、東側は東京メトロ車両基地があり、南側には自動車部品関連施設、北側には産業廃棄物処理施設となっております。

恐れ入ります。資料1の3の施設の概要にお戻りください。

こちらの用途地域でございますけれども、工業専用地域。

現在ある建築物の概要につきましては、鉄骨造2階建て、敷地面積1,500.01平方メートル、建築面積899.92平方メートル、延べ面積1,184.17平方メートルとなっております。

恐れ入ります。2ページをご覧ください。資料1の2ページでございます。

4の新規許可内容をご覧ください。

産業廃棄物につきましては、1日当たり、廃プラスチック類14.49トンに増量して破碎処理をすることになります。

一般廃棄物につきましては、1日当たり破碎施設では、廃プラスチック類14.49トン、木くず11.13トン、ガラスくず26.40トン、混合14.37トン。圧縮施設では、スチール空き缶11.52トン、アルミ空き缶7.39トン。圧縮梱包施設では、廃プラスチック類48.24トン、ペットボトル12.84トンを新規に処理することになります。

稼働時間でございます。

これまで8時30分から17時30分を変更いたしまして、24時間の稼働にいたします。

5の搬出入車両台数でございます。

変更後は、搬入車両は3トン車で60台に、搬出車両は38台となります。なお、先ほどの処理量と車両台数につきましては、繁忙期の数値となっております。

大変恐れ入ります。資料、参考1のほうの3ページ、施設配置図をご覧ください。

搬入につきましては、赤いラインで示した搬入経路によって施設内に搬入いたしまして、分別場所で異物の除去など手選別で行い、それぞれ保管施設に保管しまして、処理を行ってまいります。搬出は青いラインに沿って自社または他社の車両に積載し、計量後、搬出いたします。

恐れ入ります。4ページをご覧ください。

外観図になってございます。

周辺的生活環境への影響を最大限回避低減させるため、出入口には電動シャッターを設置し、作業中はシャッターを閉じる。また、作業場所、保管場所は全て屋内にする。噴霧器による消臭剤を散布するなど、粉じん、騒音、振動、臭気対策を行ってございます。また、計画地の1キロメートル範囲には住宅等はございません。

なお、事業者が産業廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査を実施してございます。この調査によりますと、生活環境への影響要因としては、施設稼働による大気質、騒音、振動、悪臭の項目が挙げられてございますけれども、こちら全ての項目におきまして周辺的生活環境に及ぼす影響は少ないと評価されてございます。

また、搬出入車両の走行による影響につきましては、時間延長に伴う処理量の増加のため一時的な集中はなく、大気、騒音、振動に影響を及ぼす寄与率は低いものとなっております。

恐れ入ります。資料1の2ページにお戻りください。

今後の予定でございます。

今後の予定につきまして、本年5月に東京都の都市計画審議会を経て、本年8月に時間変更に伴う施設稼働を予定しているところでございます。

説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。

それでは、質疑に移りたいと思いますが、本日の質疑等につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、その都度発言の方に係員がマイクをお持ちするという事になっております。よろしく願いをいたします。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。●●委員。

○委員 それでは、お尋ねいたします。

広陽サービスさんのこの工場は、新木場湾岸線からちょっと入ったところだと思います。それで、いわゆる業務拡張ということだと思っんですけども、搬入台数がこれまで3トン車で20台、搬出が6台ということですが、これが増える。繁忙期というお話でしたけれども、産廃と一廃を合わせて60台、搬出が38台というふうになっています。それと稼働時間が、今まで8時半から5時半までだ

ったのが24時間ということです。

まずお聞きしたいのは、この搬出入の車両のいわゆる新木場湾岸線を通る時間帯というのはこれまでと変わってくるのでしょうか。当然、台数が増えるわけですから、あまり真夜中に車が入ったり出たりすることは考えられないので、今までの車両、搬入、搬出の台数がそのまま増えると、昼間の時間帯で増えるというふうに理解をしておりますけれども、いかがでしょうか。

○事務局（都市計画課長） 搬出入車両の件でございますけれども、こちらの新木場につきましては、今回、時間延長に伴う処理量の増量ということになりますので、1時間当たりの処理量は変わらないということになります。そうしますとやはり夜間も稼働するということになりますと、夜間の車両の出入りも考えられるということでございます。

というのは、施設内はあまり大きくございませんので、ストックする場所が非常に少ないということになりますので、多少、夜間の搬出も考えられると聞いておるところでございます。

○会長 はい、●●委員。

○委員 ありがとうございます。

なぜ、こんなことを聞いたかという、この新木場湾岸線は非常に渋滞が懸念されます。もうこの南側にはゲートブリッジがあるんですけども、ゲートブリッジが開通してからもう七、八年たつのかな。私もあそこをよく通るんですけども、結構時間帯によっては357との交差点が結構信号待ちの車で渋滞するといったような交通事情があります。

もっと言うと、これまだ東京都は正式に認めておりませんが、この途中にある木材埠頭を、今後、コンテナ埠頭に変えるという計画が、前持ち上がったことがあります。そうなりますと、余計にこの新木場湾岸線という、かなり広い道路なので、それなりに東京都も計画して道路を造っているんでしょうけれども、交通渋滞というものが危惧されますが、今回のこの程度の規模、あるいは台数であれば多分そんなに影響はないかと思えますけど、区としてはどのようにこの交通渋滞の問題を捉えているかお聞かせください。

○会長 はい、どうぞ。お願いします。

○事務局（都市計画課長） 今回の車両台数につきましては、やはり微増ということで、まず影響としましては環境問題だと思います。大気、振動、騒音等の影響がございます。また、それに伴う渋滞等もございますが、現地、委員がおっしゃるとおり非常に渋滞する時間帯もございますので、そういう時間帯を避けるため

にも24時間という形を取られていると考えているところでございます。また、交通安全等につきましても十分注意されるように指導してまいります。

以上でございます。

○委員 はい、結構です。

○会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。ございませんですか。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、ご意見、ご質問、出尽くしたようでございますので、委員の皆様にお諮りをいたしたいと思えます。本案については妥当である旨答申することといたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 はい。ご異議ございませんので、全員賛成と認めます。よって、本案は妥当であるとし、その旨答申することといたします。なお、区長宛ての答申文案につきましては本職にご一任いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

◎諮問事項2「建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について（新木場三丁目産業廃棄物処理施設）」

○会長 では、次に、諮問事項2「建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について（新木場三丁目産業廃棄物処理施設）」を審議いたします。

事務局からご説明をお願いいたします。

はい、どうぞお願いします。

○事務局（都市計画課長） 資料2をご覧ください。本件につきましても、廃棄物処理施設の建築の許可となります。

申請者でございます。

株式会社共同土木となっております。

施設の概要でございます。

共同土木につきましては、主に都内の建設工事現場で発生いたしました建設系産業廃棄物の受入れ、破砕、圧縮コンポなどの中間処理を現在も行ってございます。計画地にあります東京中間工場でおきましては、別の事業者が平成16年に建築基準法第51条の許可を受け、廃プラスチック類の破砕の処理等を行ってございましたが、共同土木が前事業者より土地と施設、設備を購入し、平成22年より事業を継承してございます。

共同土木につきましては、今般、老朽化した機器を更新することにより、1日当たりの産業廃棄物処理量を当初の許可時より増やして、また併せて粉じん対策用の屋外用作業場の屋根の設置、軽量・事務所棟の新設を計画しているところでございます。

恐れ入ります。こちらの参考2の1ページをご覧ください。

計画地は新木場3丁目11番31号、砂町水再生センターの西側に位置します。

2ページをご覧ください。

隣地は、北、南ともに産業廃棄物処理施設、道路を挟んだ向かい側も産業廃棄物処理施設と物流関連施設が立地してございます。

恐れ入ります。資料2にお戻りください。

3の施設概要、(5)建築物の概要でございます。

こちらの用途地域につきましては工業専用地域で、建築物の概要につきましては、既設の廃棄物処理等は鉄骨造一部SRC造、4階建て、既設のごみ置場は鉄筋コンクリート造、平屋建て、新設の軽量・事務所棟は鉄骨造、2階建て、新設の作業場屋根は鉄骨造、平屋建てとなります。

敷地面積は8,566.70平方メートル、合計の建築面積は4,433.01平方メートル、延べ面積は7,328.32平方メートルとなっております。

恐れ入ります。2ページ、4の新規許可内容をご覧ください。

1日当たりの処理能力は、廃プラスチック類の破砕で540トンに、木くずの破砕は848トンに、がれき類の破砕は2,714トンに変更いたしますが、こちらの増量につきましては、先ほど申しました設備機器の更新による処理量の増量となるものでございます。

稼働時間につきましては、従前どおり通常期は午前7時から20時まで、繁忙期につきましては24時間の稼働となっております。

5の搬出入車両の台数は、変更後は搬入車両は4トン車で200台に、搬出車両は大型車で40台となっております。なお、処理量、車両台数につきましては、繁忙期のものとなります。

恐れ入ります。参考2の3ページ、施設配置図をご覧ください。

廃棄物の搬入につきましては、敷地の北側、図面では上側になります。北側の出入口から入り、敷地内は自走で点線の矢印の方向に進み、屋内で廃棄物を降ろし、保管、処理をいたします。搬出も同じように点線の矢印に沿って大型車両に積載し、計量後、搬出いたします。

恐れ入ります。4ページをご覧ください。

周辺の生活環境への影響を最大限回避低減させるため、出入口には高速シャッターと重量シャッターを併用し、作業は全て屋内でするなど粉じん、騒音、振動、臭気対策を行っているところでございます。

さらに粉じん対策といたしましては、散水装置による散水、バグフィルターの設置。騒音対策といたしましては、設備にはサイレンサーを取り付ける、コンクリート基礎への定着などを行っているところでございます。

また、敷地の西側、南側には高さ10メートルの外構壁を設置する計画となっております。なお、こちらにつきましても周辺の施設につきましても、産業廃棄物処理施設が多く立地しており、住宅等は付近にはございません。

なお、生活環境影響調査によりますと、生活環境への影響要因としては、こちらの施設は施設の稼働による影響と搬出入車両の走行による大気、騒音、振動、の項目が挙げられており、こちらの評価によりますも全ての項目におきまして周辺の生活環境に及ぼす影響は少ないという評価が記載されてございます。

特に搬出入車両の走行につきましても、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度は周辺部では環境保全の目標値を満足しており、また、車両のほとんどが通行する永代通りへの影響の関与率につきましても軽微であるという報告がされてございます。

また、騒音、振動につきましても工業専用地域には規制値はございませんが、自主的に設けてございます基準値を下回っており、車両走行による影響も、騒音、振動ともに軽微であるとされてございます。

恐れ入ります。資料2の2ページにお戻りください。

6番の今後の予定になります。

令和3年5月に東京都市計画審議会に付議され、令和3年10月頃に工事に着手し、令和4年6月、来年の6月に施設の稼働を予定しているところでございます。

説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

●●委員、どうぞ。

○委員 ●●です。よろしく申し上げます。

今回の廃棄物の処理量の増加に伴う施設の稼働、搬出入車両の走行による周辺環境への影響は少ないと今ご説明ありましたが、搬出入の車両台数が搬入車両を4トン車を130台から200台に、搬出車両は20台から40台に、約2倍

にと大幅に増えるとのことなんですけども、この周辺はご案内のとおり新砂運動場やSUNAMO（スナモ）など商業施設ですね。それから病院など人が多く集まる施設もあります。

この車両の増加に伴う交通安全への影響というのを私は懸念するんですけども、今回の変更に伴ってどのような対策や対応を取っているのか、その点を伺います。

○事務局（都市計画課長） 搬出入車両の交通安全、通行の安全性についてでございますけれども、施設に出入りします搬出入業者に対しまして委託契約、搬出入の委託契約を結ぶかと思われませんが、その際に指定走行ルートの厳守、また過積載、走行速度など法定事項につきましても厳守させることを徹底させると聞いていることと、また併せまして搬出入車両が過度に集中することを避けるための運行管理を徹底すると聞いているところでございます。

区といたしましても、今回の申請に際しまして、交通安全対策については施設管理者と万全の対策を尽くすように指導していくことといたします。

以上でございます。

○会長 ●●委員、どうぞ。

○委員 ありがとうございます。

以前、この清砂大橋のたもとの交差点で小学5年生の児童が巻き込まれる痛ましい交通事故が起きてしまった周辺の地域でありますので、そういう経緯がありますので、ぜひ、業者やそれから関係機関、江東区も積極的に携わっていただいて、地域の交通の安全対策、これに努めていただきたいと要望して終わります。

○会長 ありがとうございます。

それでは、●●委員、お願いします。

○委員 私のほうからも、今、●●委員がおっしゃいましたけれども、この道はそこに至るまでに1本の道なんです。そこを大型車が往来するわけです。コンクリート車も通るときもありますし、ですから、そののところも今、影響がないとおっしゃいましたけれども、しっかりと確認をしていただきたいと思います。

それから今おっしゃったように、病院があつたりとか商業施設もありますので、その地域だけじゃなくて、そこに至るまでの周りの環境もしっかりと確認をして安全対策をしていただきたいという思いでいます。

それからもう一点なんですけども、実はその北側にあります新砂二、三丁目のまちづくりを今進めおり、そこには住民がいないんですけども、新たな町をつくるとなると火災の場合、ないのが一番なんですけども、消火栓が必要だという話が新砂二、三丁目のまちづくりのときに話がありました。

ですから、ここは生活はしていないんですけれども、いざ何があるか分かりませんので、そういった場合の消火活動に対して運河が近くにありますが、その運河の水を使えるのかも分かりませんが、ちょっと何かあったとき、火災に対する考え方はどうなっているのでしょうか。

○事務局（都市計画課長） 2点の質問でございます。

まず、通行車両の安全性の確保というところでございますけれども、先ほど●●委員の話にもございましたように、運行に際しましては十分の細心の注意をするように指導してまいりたいと思います。

また、こちらやはり出入口のところで渋滞する等も避けるために、敷地内におきましては約10台分の待機車両が用意されてございますので、そこで少し車両を待機させるということで、運行管理を適正にしていくと聞いているところでございます。

また、火災の対策についてでございますけれども、事業所からいただいた資料がございまして、施設内におきまして、火災対策につきましてはやはり消防法に定められた消火設備、消火器具等の設置をしていると聞いているのと、あと業務で使用している粉じん対策用の散水設備等で消火をするというところでございます。

また、隣接する運河を利用した水運の水を利用した消火対策につきましては、やはり水質の影響、散水設備の仕様、またコストなど検討が必要であり、現在のところは運河から水を取り入れて消火するという計画はないと聞いているところでございます。

以上です。

○会長 はい、どうぞ。●●委員。

○委員 道路のコーナー部の危険性だけでなく、周りの施設もありますし、また新たな開発もされていくと思いますので、道路のこと、また消火設備、それもしつかりと取り組んでいただきたいことを要望いたします。

○会長 ありがとうございます。

ほかに、ご意見。

●●委員。

○委員 公募委員の●●と申します。いつもお世話になっております。

この資料の4番目の図面で、高さ10メートルの壁という物が設置されております。この壁について教えていただきたいんですけれども、区民目線でお聞きしたいんですけれども、この10メートルの高さに及ぶ壁というのは何を一番意味して1

0メートルの高さに壁を立てているのか、ちょっと教えていただきたいんです。

○会長 ありがとうございます。

はい。

○事務局（都市計画課長） こちらの壁でございますけど、防音または振動等、あと防じん対策で設置して、隣地への対策として設置しているということでございます。ただし、周辺も同じような産業廃棄物処理施設ですので、そんなに影響はないと思うんですけども、一応、事業者のほうでは以前から設置されている壁を利用していくと聞いているところであります。

○委員 安全安心のためということだと思しますので、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

はい、●●委員どうぞ。

○委員 各委員からいろいろ交通の安全の対策の話、いろいろありました。

ここの一番奥まったところ、今地図でも見てみたんですけど、あるので、この中には要するに待機所みたいなものがあるという話なんですけど、途中で僕結構カーブのところなんか大型車同士だとこんなにうまくすれ違えないような気がするんですけど、その辺のこれだけ奥まったところの台数が増えてくるとその辺のケアも必要なんじゃないかなと思うんですけど、その辺のところを区はどういうふうにお考えなのでしょうか。

○会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○事務局（都市計画課長） 車両による道路への影響でございますけれども、こちらにつきましては、事前に周辺の説明をさせていただいているということをお願いいたします。周辺施設等と車両の運行時間等の管理につきましては、調整をしながらできる限り重複しないような、また重複した場合でも通行の安全については周辺の方々と協力してやっていくと、企業の中で調整をしていると聞いているところでございます。

区といたしましてもこちらにつきまして車両の運行については注視していきたいというふうに思っております。

○会長 はい、どうぞ。●●委員。

○委員 ぜひ、この周りの事業者さんたちの連携、自分のところの搬入業者さんのあれはきっちりできるんでしょうけど、周りのところの搬入業者さん、たくさんこの周りには廃棄物処理施設があるので、その辺の連携もしっかりしていただか

ないと本当に危ないと思うので、ぜひその辺をお願いしたいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、ご意見、ご質問、出尽くしたようでございますので、委員の皆様にお諮りしたいと思います。本案については妥当である旨答申することといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ご異議ございませんので、全員賛成と認めます。よって、本案は妥当であるとし、その旨答申することといたします。なお、区長宛ての答申文案につきましては本職にご一任いただきたく思います。お願いいたします。

◎その他

○会長 本日本日予定いたしました審議案件は全て終了いたしました。

その他について、何かございますでしょうか。

はい、事務局。

○事務局(都市計画課長) 次回開催でございますけれど、本年の10月を予定してございます。まだ詳細は決まっておりますので、詳細が決まり次第、開催日、日程等につきましてご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第147回江東区都市計画審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時31分 閉会